

# 奈良市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年1月

奈良市通学路安全推進協議会



## 1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年7月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため関係機関の連携体制を構築し、「奈良市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2. 通学路安全推進協議会の設置

関係機関の連携を図るため、設置要項を策定し、「通学路安全推進協議会」を設置しました。※詳細については「奈良市通学路安全推進協議会設置要項」を参照。

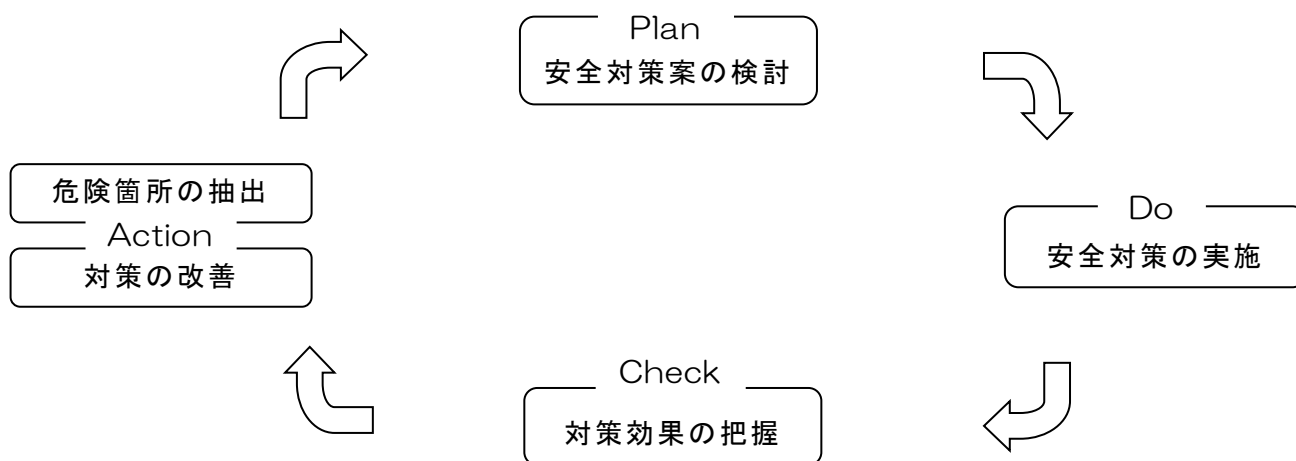
## 3. 取組方針

### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

〔通学路の安全確保のためのPDCAサイクル〕



### (2) 危険箇所の抽出

全ての通学路について小学校教職員、PTA役員、保護者等を含めた学校関係者（以下「学校関係者」という。）により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出及び危険度・緊急度について、下記の危険・緊急区分に基づいて分類案を作成し、教育総務課へ提出します。

危険・緊急度の区分について

危険・緊急度	度合いの区分	具体的事象
A	緊急に対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・ドライバー等が危険認識をし、注意していても事故の発生が予想される箇所</li> <li>・調査時までには事故が発生した箇所など</li> </ul>
B	速やかに対応が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒・ドライバー等の危険認識が欠如した場合に事故発生が予想される箇所</li> <li>・通学時、『ヒヤリ』と感じた箇所など</li> </ul>
C	児童生徒の安全のために必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故発生の危険性は高くないが、改善の必要があると判断される箇所</li> <li>・調査時までには事故や『ヒヤリ』は発生していないが、事故の可能性のある箇所など</li> </ul>

(3) 通学路安全推進協議会

各小学校から提出された危険箇所の調査報告は、事務局で取りまとめ、通学路安全推進協議会の構成団体に送付し、内容の確認と意見書の提出を依頼します。

これに基づき、事務局において合同点検を実施する箇所を設定します。(2月～3月頃)そして、関係機関による合同点検を実施します。(4～6月頃)合同点検で決定した対策案等を本協議会にて報告し、承認されることによって対策を決定します。この決定に沿って本協議会として効果的な通学路の安全対策の実施に向けて取り組んでいきます。(9月頃)

通学路安全推進協議会は警察署の管轄地域により三つのグループに分け実施し、各メンバーは以下のとおりとします。

奈良警察署管轄地域

奈良市教育委員会
奈良市立小学校代表者
奈良市PTA代表者
奈良市立中学校代表者
自治連合会代表者
自治会代表者
奈良警察署
国土交通省奈良国道事務所
奈良県奈良土木事務所
奈良市建設部土木管理課
奈良市建設部道路建設課
奈良市建設部道路維持課
奈良市危機管理課

奈良西警察署管轄地域

奈良市教育委員会
奈良市立小学校代表者
奈良市PTA代表者
奈良市立中学校代表者
自治連合会代表者
自治会代表者
奈良西警察署
国土交通省奈良国道事務所
奈良県奈良土木事務所
奈良市建設部土木管理課
奈良市建設部道路建設課
奈良市建設部道路維持課
奈良市危機管理課

天理警察署管轄地域

奈良市教育委員会
奈良市立小学校代表者
奈良市PTA代表者
奈良市立中学校代表者
自治連合会代表者
自治会代表者
天理警察署
国土交通省奈良国道事務所
奈良県奈良土木事務所
奈良市建設部土木管理課
奈良市建設部道路建設課
奈良市建設部道路維持課
奈良市危機管理課

#### (4) 合同点検の実施

小学校別に、教育委員会、学校関係者、道路管理者、警察、自治連合会、自治会等が参加する合同点検を2年に1回行います。(小学校を4ブロックに分け、毎年2ブロックごとに点検を実施)

効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進協議会で設定された箇所合同点検を実施します。

#### (5) 対策案の検討

合同点検の結果から明らかになった対策箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や通学路変更、交通安全教育及び見守り支援のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

#### (6) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの(ラインの塗替え、路面表示、カラー舗装等)については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの(歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置等)については可能な限り暫定的な対策を講じます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置改善した後、教育委員会及び学校により改善箇所の説明、対策内容を児童、生徒、関係保護者に対しお知らせすることで施設の効果的な運用を図ります。

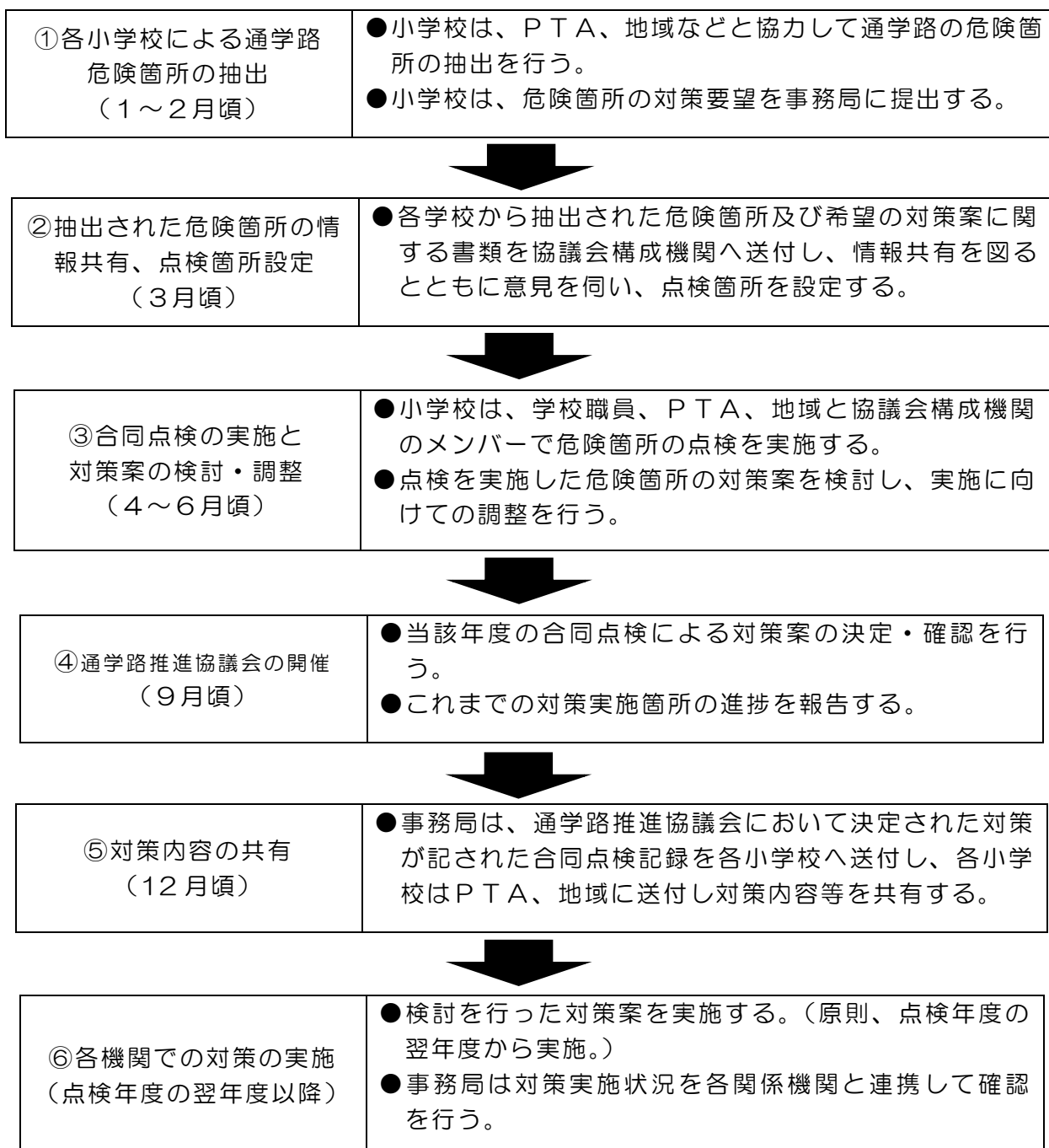
#### (7) 対策効果の検証と対策の改善・充実

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているかを確認するため、学校関係者への聞き取り等や次回の通学路交通安全プログラムに同箇所が要望としてあがってくるかどうかにより把握し、対策内容の改善や充実を図ります。また、地権者との交渉が必要な箇所については、地元自治会等の協力を得ながら対策を講じます。

### 4. 対策箇所一覧表の公表

小学校区ごとの対策内容及び対策実施状況については、ホームページに掲載します。

## 5. 通学路の安全対策実施のための事務手続きの流れ



## 6. 対象とする通学路

本プログラムの対象とする通学路は、小学校・中学校が指定する通学路とします。